

〔平 30.10.29
実 2 - 1〕

説 明 資 料

〔納税実務等を巡る近年の環境変化への対応について〕

平成30年10月29日（月）

財 務 省

目 次

○ 総会でいただいた主なご意見(納税実務関係).....	3
○ 前回(専門家会合①)いただいた主なご意見.....	6
○ 自主的な適正申告の促進策.....	7
・ 協会の自主的取り組み(一般社団法人シェアリングエコノミー協会提出資料).....	8
・ 現状認識と要望(一般社団法人シェアリングエコノミー協会提出資料).....	9
・ 仮想通貨交換業者の対応(一般社団法人日本仮想通貨交換業協会提出資料).....	10
・ 年間報告書の提供(一般社団法人日本仮想通貨交換業協会提出資料).....	11
・ 自主的な適正申告のための仮想通貨交換業者から顧客への情報提供 (イメージ).....	12
・ 法定調書の本人交付の取扱いについて.....	13
・ 国税庁ホームページの申告書作成システムにおける利便性の向上策.....	14
・ マイナポータルを活用した申告の簡便化策(検討中の方向性のイメージ).....	15
・ 事業者の事務負担軽減措置(検討中の方向性のイメージ).....	16
○ 自主的な適正申告の担保策.....	17
・ 法定調書制度の対象となる報酬・料金等の範囲.....	18
・ 仮想通貨取引による所得の申告状況.....	19
・ 現行の調書における仮想通貨の取扱い.....	20
・ 新しい経済取引に対応した情報提供の仕組みの各国比較.....	21
○ 主な論点.....	22

総会でいただいた主なご意見(納税実務関係)

1 経済社会の変化

- これまで確定申告や、そのための記帳等が必要であった納税者は一部に限られていたが、新しい経済取引の普及や働き方の多様化に伴い、それらの事務手続が必要となる納税者の数は増加している。そうした納税者の数は今後も増えていくと見込まれるところ、簡易に、かつ、適正な申告ができる環境の整備に向けて早急に取り組んでいく必要があるのではないか。
- 納税環境の整備に当たっては、経済社会のICT化を踏まえ、電子データそのもののやり取りや、マイナポータルを活用なども視野に入れて検討を進めてはどうか。

2 自主的な適正申告の促進策

- 仮想通貨取引について、納税者が自身の取引情報を簡易に把握できるような仕組みが構築できないか。
- 現行制度上、「報酬・料金等の支払調書」は、一定の役務提供等に係る支払について、原則として年間5万円を超える場合に限り、国税当局への提出が義務付けられている。納税者本人に対する交付は義務付けられていないが、基準額以下の場合も含め、サービスとして本人に交付されている場合もある。役務提供に対する報酬等の支払については、本人にも幅広く支払情報が通知され、かつその情報がマイナポータル等を通じ電子的に提供されるようになれば、効率的に申告ができ、かつ、申告漏れを防ぐことも可能となるのではないか。
- 法定調書の作成や源泉徴収を行う事業者には、そのための事務負担が生じることに留意が必要。そうした事務負担をどのくらい簡素化できるかという点についても検討が必要。

総会でいただいた主なご意見(納税実務関係)

2 自主的な適正申告の促進策(続き)

- 税に関する情報のやり取りについては、データのフォーマットを統一した上、マイナポータルなどを活用して、どのようなデバイスからでも閲覧できるような形にすることが望ましいのではないか。
- 仮想通貨取引やシェアリングエコノミーによる所得について、仲介業者(仮想通貨交換業者・プラットフォーム事業者)が源泉徴収を行う仕組みを検討してはどうか。その際には、自主的な確定申告を促す観点から、源泉徴収税率を高めを設定するという事も考えられるのではないか。
- 現行制度上、源泉徴収義務は一定の「支払を行う者」について課されているが、一般的に仲介業者は「支払を行う者」には該当しないことから、源泉徴収義務を課するのは難しいのではないか。

3 自主的な適正申告の担保策

- 新しい取引によるものも含め、一定の所得を得ている人は当然申告をしなければならないが、適正な申告を行っていない納税者が一部にあり、そのままになってしまっている状況があるとすれば非常に問題。公正さを確保するため、諸外国の例も参考にしつつ、適正な申告を行っていない者に関する情報を把握するための仕組みについても検討を進める必要があるのではないか。
- 適正な課税を確保するためには、税務当局による所得の捕捉が的確にできているということが基本。特に給与所得により生活している者の立場からすれば、各種の所得についての的確な捕捉がなされているということが税に対する納得感や納税意識の担保につながるため、的確な所得捕捉に向けた取組をしっかりと進めてほしい。

総会でいただいた主なご意見(納税実務関係)

3 自主的な適正申告の担保策(続き)

- ギグエコノミーにより所得を得ている人の中には、社会保障給付の対象となる低所得者もいる。そうした所得情報の把握については、給付の適正化という観点からも検討してはどうか。
- 適正課税の観点からマイナンバーを活用するため、シェアリングエコノミーの利用者がプラットフォーム事業者にマイナンバーを提供するということも含めて、今後の制度設計を検討してはどうか。
- 税務当局がネット上のやりとりを自動的に捕捉できるようになれば、紙で支払調書を提出する必要もなくなるのではないか。
- シェアリングエコノミーについては、日本での取引だが、税法上の非居住者同士によるC to C取引という場合もあり得るが、そうした場合の税務上の取扱い等についても整理する必要があるのではないか。
- 経済取引の多様化に的確に対応していくためには、税務当局の人員の増加や対応能力の強化など、体制の整備も必要ではないか。また、当局が保有する税務データの分析によって、コンプライアンスリスクの高い分野を特定した上、当該分野に対して集中的に調査等を行うなど、データを活用した新たな税務行政の戦略について検討してはどうか。

前回(専門家会合①)いただいた主なご意見

- 自主的な適正申告を確保する観点から、仮想通貨交換業者やシェアリングエコノミーのプラットフォーム事業者に協力を求める場合、①事業者が顧客に係る情報をどの程度把握しているのか(例えば、本人確認データや取引データは把握するが、当該取引以外の所得や控除については把握が困難、等)、②顧客が、その取引によってどの程度の所得を得ていると考えられるのか、といった点も考慮して検討する必要がある。
- シェアリングエコノミーのプラットフォーム事業者が利用者に対して申告が必要である旨を周知することも重要だが、それだけでなく、年間の所得に関する情報等を提供することはできないか。
- 例えば、ソフト開発業者や国税当局との協働により、プラットフォーム事業者のホームページ上で閲覧できる取引履歴等のデータを活用して簡便に申告を行える仕組みを構築することはできないか。
- 仮想通貨取引について、各交換業者は、自社を通じた取引に係る分に限れば申告に必要な情報を顧客に対して提供できるとのことだが、適正課税を図る観点から、税務当局に対しても同様の情報を提供することについて検討してはどうか。
- 仮想通貨を口座間で移転した場合、移転先の口座を管理する交換業者においては、移転元の口座における当該仮想通貨の取得価額を把握することはできず、損益の計算もできないこととなる。仮に源泉徴収制度を検討する場合には、こうした点に留意することが必要ではないか。
- 現行、税務当局は、事業者等に対して任意の協力を求める形で必要な情報を取得することがあるが、顧客情報を提供することについて、当該顧客との関係で法的なリスクが生じるといった懸念を有している事業者もいるのではないか。

自主的な適正申告の促進策

協会の自主的取り組み

シェアワーカー向け確定申告セミナーを国 税庁協力のもと開催



イベントは終了です

～シェアと税制度の未来を考える2018～はじめて確定申告入門講座
セミナー

主催：一般社団法人シェアリングエコノミー協会

後援：国税庁

企画協力：(株)マネーフォワード

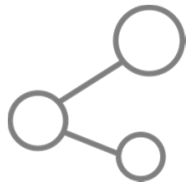
確定申告普及推進パートナー(サービス名)：スペースマーケット・
クラウドワークス・TABICA・Anytimes・Coconala・Tadaku・LiveDeli・
ランサーズ

ユーザーに向けた確定申告の お知らせの雛形を配信



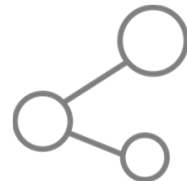
現状認識と要望

協会は、シェアエコ課税問題を重要課題と位置づけており、必要な対処を行う用意がある



1. シェアリングサービス利用者の確定申告制度の認知の向上と普及に向けて

- サービス提供者個人に対する納税申告の啓発
 - 社会的にユーザーの申告納税に対する認知は必ずしも高くない
政府・民間が協働で納税への啓発を強化する必要がある
- 確定申告手続の利便性の向上
 - ICTを活用した納税の利便性の向上



2. 制度検討について

- プラットフォーム事業者によるユーザー情報等の情報提供制度については慎重な検討が必要
 - PFが持つユーザーの情報は企業ごとに差
 - 創業5年以内の事業者が多く、対応負荷が大きい企業も存在
- 海外とのイコールフィッティングを図り健全な競争環境の整備が必要



3. 仮想通貨交換業者の対応

- 仮想通貨交換業者の確定申告対応イメージ
例) A社の税金・確定申告に関するアンサーページ

なお、ライトコインの「購入数量」「購入金額」は、ライトコインを売却した年度の確定申告において取得価額の計算に必要なためご注意ください。

(3) 証拠金取引（仮想通貨FX）による損益

年間取引報告書に記載された「損益合計」の金額「-5,635,446円」が損益となります。

(4) 損益の合算

上記(1)～(3)の損益を合算します：

各商品合計損益
 = (1) + (2) + (3)
 = 2,953,138円 + 2,573円 - 5,635,446円
 = -2,679,735円

計算例では、対象年度における当社での仮想通貨取引の合計損益がマイナスとなったため、当社においてのみ仮想通貨のお取引している場合は、申告すべき雑所得はないことになります。

他社でも仮想通貨のお取引があった場合、上記(4)の合計損益「-2,679,792円」は他の取引所における取引の損益と通算できませんが、雑所得以外の所得との損益通算はできませんのでご注意ください。

また、当該損益は翌年度に繰り越すことはできません。

年間取引報告書

下記のとおり、ご報告申し上げます。

《商品取引》

通貨名	通貨種別	購入数量	購入金額	売却数量	売却金額	残高
ビットコイン	BTC	87,604 BTC	27,696,867 円	66,691 BTC	20,774,832 円	0.341357 BTC
イーサリアム	ETH	0 ETH	0 円	0 ETH	0 円	0 ETH
ビットコインキャッシュ	BCH	0 BCH	0 円	0 BCH	0 円	0 BCH
ライトコイン	LTC	10 LTC	66,520 円	0 LTC	0 円	0 LTC
リップル	XRP	100 XRP	2,696 円	100 XRP	6,288 円	0 XRP
合計			27,765,077 円		20,780,161 円	

《証拠金取引》

売買損益	レバレッジ手数料	その他	損益合計
-5,461,301 円	-184,145 円	0 円	-5,635,446 円

※確定申告の流れについては、「[仮想通貨取引の確定申告を書面で行う場合の流れを教えてください。](#)」よりご参照ください。

また、年間取引報告書の詳細は「[年間取引報告書の見方について教えてください。](#)」よりご確認ください。

1. 年間報告書の提供

- 国税庁が主催する「仮想通貨取引等に係る申告等の環境整備に関する研究会」において、仮想通貨取引に係る申告の利便性向上に向けた方策を協議中
- 2018年分の確定申告より、国税庁は、個人の納税者に対して“仮想通貨の計算書”を提供する予定
- 仮想通貨交換業者各社は、顧客（納税者）が“仮想通貨の計算書”を簡易に作成できるよう、“年間報告書”の提供を行う方針
(顧客から求めがあった場合には、取引履歴のデータも提供)
- 上記の仮想通貨交換業者の対応について、仮想通貨交換業者各社のウェブサイトにて公表する方針

自主的な適正申告のための仮想通貨交換業者から顧客への情報提供（イメージ）

